

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：技能検定員審査等に関する規則
根 拠 条 項：第8条第1項
処 分 の 概 要：技能検定員資格者証の再交付
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。
標 準 処 理 期 間：3日
申 請 先：申請書は、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係 078-912-1628（内線433）
備 考：